

あと3年！税理士が知っておくべき民法改正

講師： 木島綜合法律事務所 弁護士 赤崎 敏之 先生

本年5月、民法改正法案が成立、2月に交付されました。平成32年頃の施行が予定されている120年ぶりの債権法の大改正であり、個人や中小企業に大きな影響があることが予想されています。本セミナーでは、不動産法務・企業法務で多くの事案を解決されている赤崎敏之先生に、施行までの3年間に税理士が認識しておくべき民法の改正点につき解説いただきます。

日時： 平成 29 年 11 月 16 日 (木)
16:00~19:00 (休憩時間等含む)

※セミナー終了後、懇親会を行いますので、是非ご参加ください。

場所： TKP 渋谷カンファレンスセンター
(渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル)
渋谷駅徒歩 3 分

参加費： 会員：8,640 円
非会員：10,800 円 (共に税込)

【主な講義内容】

民法改正のポイントと実務への影響

- 消滅時効 (時効期間の判断の容易化)
- 法定利率 (不公平感の是正)
- 保証 (保証人の保護強化による被害防止)
- 約款 (取引の安定化・円滑化)
- 意思能力 (判断能力を有しない場合)
- 将来債権の譲渡 (担保設定)
- 賃貸借契約 (敷金返還や原状回復)
- 売買 (瑕疵担保責任→契約不適合責任)

※セミナー開催1週間前(11/10)以降はキャンセル時に受講料の返金が出来ませんのでご注意ください。

【講師】木島綜合法律事務所 弁護士 赤崎 敏之 先生

平成16年慶應義塾大学卒、平成18年慶應義塾大学法科大学院卒、平成20年弁護士登録。司法研修所を経て木島綜合法律事務所に入所。一般民事事件と共に、都市再開発法・借地借家法・不動産売買等の不動産関係法務や会社法・労働法等の企業法務等を多く扱っている。



お申込から受講までの流れ・・・

- ① 受講を希望される方は本書をFAXにてお送りください。
- ② 概ね1週間以内に「ご請求書」を郵送にてご送付いたします。
- ③ 「ご請求書」到着後、指定口座に受講料をお振込ください。
- ④ 開催日約1週間前にメールにて「受講票」をお送りいたします。
- ⑤ 「受講票」は当日必ずお持ちください。 ※ 懇親会参加費は別途、セミナー会場にてお支払いいただきます。

※ご欠席の場合、配布した資料は後日ご郵送いたしますが、講義の録音は致しませんのでご了承ください。

11/16 (木) セミナーお申込み ☎ FAX:03-5778-2614

セミナー後の懇親会 (会費：5,000 円/税込) に (参加する ・ 参加しない)

↑どちらかに○をつけてください

貴事務所名		お名前	
※登録支部	支部	※登録番号	
TEL		領収書の宛名	事務所名 ・ 個人名
E-mail	@	(受講票の送付先となります)	

※「東京税理士会」所属の先生はご記入ください。講義後、「東京税理士会事務局研修課」に出席者名簿を提出します。